

議案第75号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場
-------	------------------------------------------------------

」

を

「

富士見公園	野球場 テニスコート
-------	---------------

	テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

に改める。

第6条第2項の表中

「

ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、
駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から 午後12時まで (ただし、入 場については、	なし	

」

		午前5時から 午後10時まで)		第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ 市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することができる。
--	--	--------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

を

「

ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。 ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ ・ラジオ中継 室 球技場関係者	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	

室 多目的屋内施設 会議室 多目的屋内施設 シャワー室 多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室			者が管理を行う有料施設にあつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、
球技場照明施設		午後 6 時 30 分から午後 10 時まで	供用時間及び休場日を変更することができる。
駐車場		午前 0 時から午後 12 時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前 5 時から午後 10 時まで)	なし

」

に改める。

第 8 条第 1 項中「パークボール場」を「野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場」に、「ゴルフ場」を「ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室」に改め、同項の表中

「

野球場	1箇所 1回 (2時間以内)	2,500円		
-----	-------------------	--------	--	--

」

を

「

野球場（富士見公園に設けるものを除く。）	1箇所 1回 (2時間以内)	2,500円		
----------------------	-------------------	--------	--	--

」

に改める。

第8条の2第1項中「又は駐車場に」を「、野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に」に、「指定管理者（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場）」を「指定管理者（パークボール場等）」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

種 別		単 位	金 額
パークボール場		1人1回	500円
バーベキュー広場		1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場		1人1回	19,540円
野球場（富士見公園に設けるものに限る。）		1回（2時間以内）	2,500円
球技場	入場料 その他 これに 類する 料金を	全面利 用 4分の 3面利 用	1回（1時間以内）  18,140円

	徴収しない場合	半面利用	同（同）		17,280円
		4分の1面利用	同（同）		8,640円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合		同（同）		33,230円
球技場照明施設		1基 1回	（同）		10,800円
球技場特別室		1箇所 1回	（同）		1,620円
球技場放送室		1回（同）		1,510円	
球技場テレビ・ラジオ中継室		同（同）		1,510円	
球技場関係者室		1箇所 1回	（同）		1,080円
多目的屋内施設会議室		同（同）		1,850円	
多目的屋内施設シャワー室		同（同）		8,640円	
多目的屋内施設ロッカー室		同（同）		930円	
多目的屋内施設多目的室		同（同）		2,470円	
駐車場	生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円
		中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。					

第8条の2第4項中「ゴルフ場」の次に「、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

富士見公園の球技場、多目的屋内施設及び駐車場について有料で利用させる公園施設とし、並びにこれらの施設と富士見公園の野球場についてその管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入することとするため、この条例を制定するものである。